

東大和市寄附金に対する返礼品等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東大和市寄附金取扱要綱（平成28年9月28日市長決裁。以下「取扱要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、東大和市（以下「市」という。）に納入される寄附金に対する返礼品の贈呈の要件、手続その他必要な事項について定めるものとする。

(寄附金額に対する返礼品の額)

第2条 取扱要綱第7条第1項の規定に該当する寄附者に贈呈する返礼品の額（消費税及び地方消費税、梱包等の経費を含む。）は、寄附金の額の100分の30に相当する金額以下とする。

(返礼品協力事業者及び返礼品の認定の要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件を備える個人並びに法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）を返礼品協力事業者として認定するものとする。

- (1) 市の区域内に本社、事業所、工場等を有する個人又は法人等
- (2) 各種法令等に従い生産、製造、加工、販売又は提供を行っている個人又は法人等
- (3) 法人市民税又は個人市民税に滞納のない個人又は法人等
- (4) 東大和市暴力団排除条例(平成24年条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者又はこれらの利益となる活動を行っている者でない個人又は法人等
- (5) 寄附者に提供した返礼品の品質、性能等に瑕疵があった場合に、その瑕疵に責任を持つことができる個人又は法人等
- (6) 寄附者に提供した返礼品の品質、性能等に関して苦情があった場合に、その苦情に責任を持って誠実に対応することができる個人又は法人等
- (7) その他市長が募集の際に定める要件を備えている個人又は法人等

2 市長は、返礼品協力事業者が提供する物品又はサービスであって次に掲げる要件を備えるものを返礼品として認定するものとする。

- (1) 市の区域内で生産、製造、加工、販売又は提供をされているもの
- (2) 市の魅力を伝えることができるもの又は市の印象を良くすることができるもの
- (3) 市の産業振興につながる要素を持つもの
- (4) 依頼に応じて品質及び性能並びに数量の安定的な提供ができるもの

(返礼品協力事業者及び返礼品の認定)

第4条 返礼品協力事業者及び返礼品の認定を受けようとする個人及び法人等は、東大和市返礼品協力事業者及び返礼品認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 市の区域内に本社、事業所、工場等を有する個人又は法人等であることがわかる書類
- (2) 認定を受けようとする返礼品の写真
- (3) 法人市民税又は個人市民税に滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、前条第1項及び第2項に掲げる要件を備えていることの確認、必要に応じて行う実地調査その他の方法により、認定の可否を決定するものとする。この場合において、東大和市返礼品協力事業者及び返礼品認定・不認定通知書（第2号様式）により当該個人又は法人等に通知するものとする。

（返礼品協力事業者及び返礼品認定登録台帳）

第5条 市長は、返礼品協力事業者及び返礼品の認定をした場合には、東大和市返礼品協力事業者及び返礼品認定登録台帳（第3号様式）に登録するものとする。

（返礼品の発注等）

第6条 市長は、東大和市返礼品協力事業者及び返礼品認定登録台帳（第3号様式）に登録されている返礼品であって寄附者が希望したものを、当該寄附者への返礼品として当該返礼品協力事業者に発注するものとする。

2 返礼品協力事業者は、前項の規定により発注を受けた場合には、指定する期日までに当該返礼品を寄附者が指定した場所に納入するものとする。

3 返礼品協力事業者は、提供した返礼品の代金を1月分まとめ、翌月の10日までに市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の規定により請求があったときは、請求後30日以内に支払をするものとする。

（返礼品の品質保持責任）

第7条 返礼品協力事業者は、提供した返礼品の品質、性能等に関して瑕疵があった場合及び苦情があった場合には、責任を持って誠実に対応しなければならない。

（広報等への協力）

第8条 返礼品協力事業者は、市が行う返礼品の広報等に対し、返礼品の情報、写真等の提供等の必要な協力を行うものとする。

（返礼品協力事業者の返礼品の新規又は内容変更の認定）

第9条 返礼品協力事業者は、新たな返礼品の認定を受けようとするとき又は認定を受けた返礼品の内容変更をしようとするときは、東大和市返礼品協力事業者返礼品新規又は内容変更認定申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 新規認定又は内容変更をしようとする返礼品の写真

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、第3条第2項に掲げる要件を備えていることの確認、必要に応じて行う実地調査その他の方法により、認定の可否を決定するものとする。この場合において、東大和市返礼品協力事業者返礼品新規又は内容変更認定・不認定通知書（第5号様式）により当該返礼品協力事業者に通知するものとする。

(返礼品協力事業者又は返礼品の認定の辞退)

第10条 返礼品協力事業者は、返礼品協力事業者の認定を辞退しようとするときは、辞退する日の2月前までに、東大和市返礼品協力事業者認定辞退届（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 返礼品協力事業者は、認定を受けた返礼品の認定を辞退しようとするときは、辞退する日の2月前までに、東大和市返礼品認定辞退届（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(返礼品協力事業者又は返礼品の認定の取消し)

第11条 市長は、返礼品協力事業者が第3条第1項に掲げる要件を備えなくなったとき又はふさわしくないと認められるときは、返礼品協力事業者の認定を取り消すものとする。

2 市長は、認定した返礼品が第3条第2項に掲げる要件を備えなくなったとき又はふさわしくないと認められるときは、認定した返礼品の認定を取り消すものとする。

3 前2項の規定により返礼品協力事業者又は返礼品の認定の取消しをする場合には、東大和市返礼品協力事業者又は返礼品認定取消通知書（第8号様式）により当該返礼品協力事業者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。